

議案第29号

財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部改正について

財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月6日提出

七飯町長 杉原 太

財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例

財政事情説明書の作成及び公表に関する条例（昭和23年条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

七飯町財政状況の公表に関する条例

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「地方自治法第243条の3」を「この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項」に、「文書（これを「財政事情説明書」を「歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項（以下「財政状況」に、「作成及び公表に関しては、この条例の定めるところによる」を「公表に関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条に見出しとして「(公表の時期)」を付し、同条第1項中「財政事情説明書」を「財政状況」に、「3月1日及び9月1日」を「4月、10月及び12月」に改め、「これを」を削り、同条第2項中「天災その他避けることの」を「災害その他のやむを得ない理由により前項の期日までに財政状況を公表することが」に、「事故の」を「町長は当該事由が」に、「以内において」を「以内に」に改め、「これを」を削る。

第3条に見出しとして「(公表事項)」を付し、同条第1項中各号列記以外の部分を次のように改める。

前条第1項の規定により12月に公表する財政状況は、4月1日から9月30日までの期間の次に掲げる事項を掲載するものとする。

第3条第1項第4号中「財産公債」を「財産、町債」に改め、同項第5号中「町

長において」を「町長が」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前条第1項の規定により4月及び10月に公表する財政状況は、4月に公表するものにあつては同月の属する年度の当初予算の概要を、10月に公表するものにあつては同月の属する年度の前年度の決算の概要を公表するものとする。

第3条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、町長は、各年度における財政に関する事項を必要に応じて公表するものとする。

第4条を次のように改める。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町広報誌に掲載する方法
- (2) インターネットの利用により閲覧に供する方法
- (3) その他町長が必要と認める方法

第5条に見出しとして「(委任)」を付し、同条中「外、財政事情説明書の作成及び公表の手續に関し、必要」を「ほか、財政状況の公表に関し必要」に、「これを」を「別に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の規定に基づき公表された財政事情説明書は、この条例による改正後の七飯町財政状況の公表に関する条例の相当規定に基づき公表された財政状況とみなす。